

公益財団法人日本セーリング連盟 外洋艇登録規則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）に外洋艇を登録し登録番号（セール番号）を受けるときは、この規則による。この規則は、実務面を補足するための細則をもつ。

第1条（目的）

連盟外洋帆走艇の艇体を特定する識別番号を定め、その番号の登録管理を一元化することにより、正確な艇の確認と安全な運行管理を確立し、広く外洋艇の健全な普及活動を推進する。

第2条（登録の条件）

連盟に登録する艇は、次の条件を満たすものでなければならない。

- （1）連盟会員の所有する艇（共同オーナーの場合には、少なくとも代表者が連盟会員であること）であること。
- （2）健全な外洋帆走艇であること。
- （3）連盟の活動に賛同するモーターボートは、エンジン付き艇として登録することができる（セール番号の交付を受ける）。この制度を支援艇登録といい、以降同じ条文を当てはめる。

第3条（登録の手続）

連盟に艇登録しようとする者は、連盟外洋帆走艇登録申込書（様式1）に所要事項を記入し、船舶検査証書写及び登録料を添えて代表オーナーの所属する加盟団体経由、もしくは直接連盟事務局に提出し、固有の登録番号（セール番号）記載の登録証明書（様式2）の交付を受けるものとする。同時に別表5に定める登録番号（セール番号）に関する登録時念書も提出しなければならない。

第4条（売却、譲渡、交換などによる登録艇のオーナーの変更）

売却、譲渡、交換などによって登録艇のオーナーを変更するときは、旧オーナーは登録番号（セール番号）を返納（登録抹消届け）する。新たにオーナーになる者は、改めてその艇について外洋帆走登録申込書に、船舶検査証書写及び登録料および登録番号（セール番号）に関する登録時念書を添えて加盟団体経由で会長に提出し、新オーナー名義の登録証明書の交付を受けるものとする。但し、この場合原則としてその艇の登録番号（セール番号）は変更しない。

- 2 旧オーナーが第1項の旧登録番号（セール番号）を買換え等で自己の新艇に使用したいときは、艇登録に関する別表その1の費用が必要になる。また、登録艇抹消届にセール番号を剥がした写真を添付することとする。

第5条（共同オーナー艇の代表者の変更）

共同オーナー艇の代表者を変更する場合は、共同オーナー登録艇・名義変更届を提出することによって代表者を変更し登録番号（セール番号）はそのまま継続できる。

第6条（艇名等の変更）

登録艇の艇名その他登録証明書記載の項目に変更があったときは、艇名等変更届（様式4）を加盟団体経由で会長に提出し、登録証明書の書換えを受けるものとする。

第7条（艇の登録申請場所）

艇を登録する者は、（様式1）に所要事項を記入し、船舶検査証書写及び登録料を添えて艇の代

表者が所属する加盟団体経由、もしくは連盟事務局に直接提出し、登録番号（セール番号）記載の登録証明書（様式2）の交付を受けるものとする。ただし、艇の保管場所が艇の代表者の所属加盟団体以外の水域にある場合は、保管場所を統括する加盟団体に登録証明書のコピーを提出する。

- 2 1艇目の登録と別の水域に2艇目以上の艇を登録する場合も同様とし、艇の代表者の所属する加盟団体に所要事項（様式1）を記入し、船舶検査証および登録料を添えて提出する。2艇目の保管場所を統括する加盟団体に登録証明書のコピーを提出する。

第8条（登録の抹消）

登録艇の所有者が退会もしくは艇の登録を抹消しようとするときは、登録抹消届（様式5）を会長に提出し、登録の抹消を受けるものとする。

- 2 艇を所有する代表オーナーがメンバー費および登録更新料を未納・滞納したときは、同時にその所有艇の登録は抹消するものとし、その登録番号（セール番号）を返還するか、共同オーナー艇の場合はその代表者の変更を直ちに行わなければならない。
- 3 登録が抹消された登録番号（セール番号）は、他の艇の登録番号（セール番号）として連盟が再び交付することができる。

第9条（登録料）

新規に艇登録する者は、艇登録に関する別表その2に定める登録料を納めなければならない。

- 2 前項の登録料は、所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い納めるものとする。
- 3 2艇以上所有するオーナーは、登録艇数に応じた登録更新料を加盟団体経由もしくは直接、連盟へ納めるものとする。
- 4 一旦納入された登録料は、年度途中で登録抹消が行われても返金されない。

第10条（登録番号（セール番号）の更新）

艇所有連盟会員は、毎年連盟に艇登録に関する別表その3に定める登録更新料を加盟団体経由もしくは直接、連盟へ納めなければならない。

- 2 前項の登録更新料は、連盟に直接納付するか、所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い、加盟団体登録更新料を納めるときに併せ納めるものとする。
- 3 登録証明書を滅失又は損耗し再交付を受けるとき、もしくは登録証明書の書換えを受けるときは、別表4に定める手数料を納付するものとする。

第11条（登録番号（セール番号）の表示）

登録番号（セール番号）は、使用するセールなどに表示しなければならない。表示方法はRRS 77及び付則Gの規則に準ずるものとする。

- 2 J/24やメルジェスなどのワンデザイン艇などにも登録番号の交付はするが、ワンデザインクラスでそれらが有するセール番号については、本規則の適用を受けないものとする。また、外洋帆走艇登録を行った各クラス協会所属艇については、クラス協会のクラスマーク、登録番号を優先してセールに表示し、連盟登録番号を表示する必要はない。

第12条（連盟における新規登録番号（セール番号）の決め方）

会員登録・会費納入を済ませ、艇登録を済ませたことを条件とし、最新番号なら登録順で決定する。

- 2 前項にかかわらず、最新番号から10番以内の番号なら1個だけ予約できる。予約（番号）を希望の場合、その番号がくる（登録艇がその番号まで増える）時まで、決定はできない。その際、その予約番号を他の権利者も希望した場合は、ちょうどその番号になった段階で、抽選をして決定する。ハズレの場合は自動的に次の番が割当てられる。抽選は連盟事務局が代行、公正におこなう。

- 3 過去に発行されたセール番号において、抹消及び現状使用されていないことが確認できた番号については、再発行することができる。

第13条 (規則の変更)

この規則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

- 2 「艇登録に関する別表」と「艇登録に関する諸届様式」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

第14条 (実務細則)

本規則による外洋艇の登録、変更、抹消、更新の手続きと料金の納付について、加盟団体への委任業務細則を定める。

- 2 本規則中、加盟団体とあるところは委任業務細則に定める条件を満たす加盟団体でなければならない。さらに委任業務細則に定める条件を満たし、連盟が承認する場合クラブ等の団体（特別加盟団体）も本業務を行うことができる。
- 3 代表オーナーの所属する加盟団体が艇の登録に関する委任業務を行わない場合等、条件によって連盟事務局は直接艇の登録に関する業務を受け付ける。

附 則

1. 本規則には、「艇登録に関する別表」を設け、料金等を規定する。
2. 本規則には、「艇登録に関する諸届様式」を定める。
3. この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。
4. この規則は、平成24年12月 8日から改正施行する。

「艇登録に関する別表」

- | | | |
|-----|----------------------------|--|
| その1 | 買換え時に次の新艇に旧登録番号を使用する場合の費用 | 50,000円 (第4条) |
| その2 | 艇登録料 連盟に対して | 3,000円。(加盟団体は手数料を別に2,000円以下で徴収することができる (第9条)) |
| その3 | 登録更新料 | 1,000円 (第10条)、平成15年会計年度より3,000円に改定する |
| その4 | 再交付手数料 | 1,000円 (第10条) |
| その5 | 登録番号 (セール番号) に関する登録時 念書・内容 | 私は登録番号 (セール番号) 取得にあたり、その登録番号 (セール番号) が連盟活動により日本における外洋帆走艇の固有識別番号として有効であることを認め、連盟の定める艇登録規則を遵守し、艇登録抹消時または退会時には交付された登録番号 (セール番号) を艇登録証とともに返納し、その後には登録番号 (セール番号) を使用しないことを誓います。 |

付則1) この別表は、平成14年 4月 1日から施行する。

付則2) この別表のその1については、平成14年 9月 1日より施行する。

付則3) 「艇登録に関する別表」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

「艇登録に関する諸届様式」

- ①艇登録申込書 様式1
- ②登録証明書 様式2
- ③登録艇名義変更届 様式3
- ④艇名等変更届 様式4
- ⑤登録抹消届 様式5
- ⑥登録番号 (セール番号) に関する登録時 念書 様式6 新設

・この別表は平成14年 4月 1日から施行する。

・「艇登録に関する諸届様式」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。